

フランス少年刑事司法法典一二〇一九年九月一一日 のオルドナンス第二〇一九一九五〇号一（五・完）

フランス刑事立法研究会（訳）

井上，宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/4705305>

出版情報：法政研究. 88 (2), pp.113-125, 2021-10-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

フランス少年刑事司法法典——二〇一九年
九月一日のオルドナンス第二〇一九—
九五〇号—(五・完)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法典

前文

序編…少年刑事司法の一般原則

第1章…少年に適用される刑法の一般原則(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—五条)

第2章…少年に適用される刑事手続の一般原則(第L. 一

二—一条乃至第L. 一一—六条)

第3章…通則(第L. 一三一—一条乃至第L. 一三一—四条)

第1部…教育的措置及び刑罰

第1編…教育的措置

第1章…通則(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—六条)

第2章…司法上の教育的措置(第L. 一一—一条乃至第

L. 一一—五条)

第3章…収容制度(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—三

—七条)

第2編…刑罰

第1章…科される刑罰(第L. 一一—一条乃至第L. 一

二—七条)

第2章…所定の刑罰の内容及び適用態様(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—六条)

第3章…刑罰の宣告(第L. 一一—一条及び第L. 一一—

三—二条)

第4章…拘禁制度(第L. 一一—四—一条及び第L. 一一—四

—二条) (以上86巻4号)

第2部…関与者の専門化

第1編…検察官

単独章(第L. 二二—一条乃至第L. 二二—三条)

第2編…予審判事

単独章(第L. 二二—一条及び第L. 二二—三条)

第3編…判決裁判所

単独章(第L. 二三—一条乃至第L. 二三—一〇条)

第4編…少年司法保護局

単独章(第L. 二四—一条及び第L. 二四—二条)

第3部…刑事手続の各段階に共通する規定

第1編…援護及び情報提供に関する少年の権利

単独章（第L. 三二二—一条乃至第L. 三二二—五条）

第2編…調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章…通則（第L. 三二二—一条）

第2章…少年の人格に関する調査（第L. 三二二—一条乃至第L. 三二二—一〇条）

第3章…一時的な司法上の教育的措置（第L. 三二二—一条乃至第L. 三二二—三三—一条）

第3編…保安処分

第1章…司法統制処分（第L. 三三二—一条乃至第L. 三三二—一七—条）

第2章…少年裁判所の令状執行（第L. 三三二—一条及び第L. 三三二—二—条）

第3章…電子監視付居住指定（第L. 三三三—一条及び第L. 三三三—二—条）

第4章…勾留（第L. 三三四—一条乃至第L. 三三四—五—条）

第4部…判決前手続

第1編…被疑少年の尋問

第1章…総則（第L. 四二二—一条）

第2章…任意出頭による尋問（第L. 四二二—一条及び第L. 四二二—二—条）

第3章…留置及び警察留置（第L. 四三二—一条乃至第L. 四三二—五—条）

第4章…司法上の調査の終結（第L. 四三四—一条乃至第L. 四三四—一—条）

第5章…予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告（第L. 四三五—一条及び第L. 四三五—二—条）

第3編…司法上の調査

第1章…情報提供及び法定代理人の召喚（第L. 四三二—一条乃至第L. 四三二—一三—条）

第2章…司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置（第L. 四三三—一条及び第L. 四三三—二—条）

第3章…保安処分（第L. 四三三—一条乃至第L. 四三三—一八—条）

第4章…司法上の調査の終結（第L. 四三四—一条乃至第L. 四三四—一—条）

第5章…予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告（第L. 四三五—一条及び第L. 四三五—二—条）

第2編…公訴

第1章…総則（第L. 四二二—一条）

第2章…訴追代替手段及び刑事和解（第L. 四二二—一条乃至第L. 四二二—四—条）

第3章…公訴提起（第L. 四二二—一条乃至第L. 四二二—一三—条）

第3編…司法上の調査

第1章…情報提供及び法定代理人の召喚（第L. 四三二—一条乃至第L. 四三二—一三—条）

第2章…司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置（第L. 四三三—一条及び第L. 四三三—二—条）

第3章…保安処分（第L. 四三三—一条乃至第L. 四三三—一八—条）

第4章…司法上の調査の終結（第L. 四三四—一条乃至第L. 四三四—一—条）

第5章…予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告（第L. 四三五—一条及び第L. 四三五—二—条）

（以上87卷4号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

（以上87卷1号）

第5部…判決

第1編…総則

第1章…審理(第L. 五二一一条乃至第L. 五二一五条)

第2章…私訴(第L. 五二二一条乃至第L. 五二二四条)

第3章…審理の公開(第L. 五二三一条乃至第L. 五二三四条)

三三四条)

第2編…判決手続

第1章…少年係判事及び少年裁判所の判決(第L. 五二二一条乃至第L. 五二二七条)

— 一条乃至第L. 五二二七条)

第2章…少年重罪法院の判決(第L. 五二二一条)

第3編…上訴手段

第1章…控訴(第L. 五三二一条乃至第L. 五三一四条)

第2章…故障申立(第L. 五三三一条)(以上88卷1号)

第6部…教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編…教育的措置及び刑罰の適用

第1章…教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関(第L. 六一一一条乃至第L. 六一一九条)

六一一一条乃至第L. 六一一九条)

第2章…刑罰適用の審理(第L. 六二二一条乃至第L. 六二二四条)

六二二四条)

第3章…留置制度

第2編…刑の修正

単独章…(第L. 六二二一条及び第L. 六二二二条)

第3編…前科簿及びその他の記録簿

第1章…前科簿(第L. 六三二一条乃至第L. 六三二四条)

四条)

第2章…性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国司法データベース(第L. 六三三一条乃至第L. 六三三二条)

六三三二条)

第3章…テロ犯罪行為者の自動化された全国司法データベース(第L. 六三三一条乃至第L. 六三三二条)

四条)

四条)

第4章…前歴ファイル(第L. 六三四一条)

第7部…海外県に関する規定

第1編…グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨット、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第1章…マヨットに関する特別規定(第L. 七二二一条乃至第L. 七二二三条)

七二二三条)

第2章…サンピエール・ミクロンに関する特別規定(第L. 七二二一条乃至第L. 七二二四条)

七二二四条)

第2編…ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウォリス・フツナ島に適用される規定

ス・フツナ島に適用される規定

ス・フツナ島に適用される規定

ス・フツナ島に適用される規定

ス・フツナ島に適用される規定

第1章…ニューカレドニアに適用される規定(第L. 七二

一―一条乃至第L. 七二―一五条)

第2章…仏領ポリネシアに適用される規定(第L. 七二二

―一条乃至第L. 七二二―三条)

第3章…ウォリス・フツナ島に適用される規定(第L. 七

二二―一条及び第L. 七二三―三条)

(以上本号)

第6部 教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編 教育的措置及び刑罰の適用

第1章 教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関

第1節 教育的措置及び刑罰の適用に関する少年裁判機関の管轄

第L. 六一―一条―①司法上の教育的措置が言い渡されるに際し、その経過は少年係判事の統制の下に置かれる。

弁護人の付き添いを伴った、少年の聴問及び法定代理人の聴問の後、少年係判事は、常時、措置の態様及び内容を修正し、または、その解除を命じることができる。

②必要に応じて、少年係判事は、少年に召喚状を発付することができる。

③指定された直近の住所に正式に召喚状が送られた少年ま

たは法定代理人が出廷しない場合でも、少年係判事は、措置の態様または内容につき言い渡すことができる。

第L. 六一―二条―①少年に対し有罪が宣告された場合、少年係判事は、本編の規定により定められた条件の下、かつ、刑法典及び刑事訴訟法典の規定に従い、有罪宣告された少年に対して、その者が二一歳に達するまで、刑罰適用判事に割りあてられた職務を行使する。

②刑罰適用委員会が少年係判事の管轄権限に属する有罪宣告を受けた者の状況を検討する場合、当該少年係判事は、特に、この刑罰適用委員会の長を務める。

第L. 六一―三条―少年裁判所は、有罪宣告を受けた少年に対し、刑法典及び刑事訴訟法典により規定される条件の下、刑罰適用裁判所に割りあてられた権限を行使する。

第L. 六一―四条―少年係判事または少年裁判所により下された決定の上訴は、控訴院少年特別部または控訴院少年特別部の長に提起され、控訴院少年特別部または控訴院少年特別部の長は、控訴院刑罰適用部及び控訴院刑罰適用部の長に各々委託された権限を行使する。

第L. 六一―五条―①少年係判事は、有罪宣告された者が一八歳に達した場合、少年の人格または宣告される刑罰の期間に鑑み、刑罰適用判事のために管轄権限を放棄する。

②少年係判事が刑罰適用判事のために管轄権限を放棄する決定は、上訴の余地のない司法行政措置を構成する。

第L. 六一―六条―①有罪を宣告された者が判決の日に一八歳に達している場合、専門化された裁判機関の特別な決定により、少年係判事の管轄権限の維持が決定された場合を除き、刑罰適用判事が有罪宣告後の監督につき管轄を有する。

②この決定は、上訴の余地のない司法行政措置を構成する。

第2節 少年の監督を引き受ける複数の少年係判事間が持つ管轄権限の接合

第L. 六一―七条―本節諸規定の適用にあたり、少年の状況を普段から熟知している少年係判事と見なされるのは、少年または親の通常の居住地を管轄し、教育的援助または少年に関する刑事訴訟手続を係属されているかもしくは係属されたことのある判事である。

第L. 六一―八条―①土地管轄を有し、刑罰適用の任を負う少年係判事が、少年の状況を普段から熟知している少年係判事でない場合、当該少年係判事は、刑事訴訟法典第七二―六条の規定の適用に基づき取られるあらゆる決定に先立ち、少年の状況を普段から熟知している少年係判事に、意見を付するよう請求する。

②土地管轄権を有する少年係判事は、少年の状況を普段から熟知している少年係判事に、その他のあらゆる決定につき意見を求めることもできる。

第L. 六一―九条―①刑罰適用の任を負う、最初に係属された少年係判事は、少年の状況を普段から熟知する少年係判事の事前の同意をえた後、当該少年係判事のために管轄権限を放棄することができる。当該判事への係属は、対応関係にある少年裁判所への係属をも同様に見わたせる。

②この管轄権限の放棄は、上訴の余地のない司法行政措置を構成する。

第2章 刑罰適用の審理

第L. 六一―十一条―①有罪宣告された少年は、刑事訴訟法典第七二―六条及び第七二―七条に規定される対審

の審理の間、弁護人に援助されなければならない。

② 刑罰執行の修正を受入れることにより、少年が同法典第七二―六条第一項の規定に従い、当該審理の開廷を放棄する余地がある場合にも、同様である。

③ 少年は弁護人の援助を放棄することができない。

④ 少年または少年の法定代理人による弁護人の選任がない場合、少年係判事または少年裁判所は、弁護士会会長に、職権により選任される弁護人を指名させる。

第L. 六一二―二条―少年の法定代理人は、刑事訴訟法典第七二―六条及び第七二―七条により規定される条件において裁判機関が裁定を下すに先立ち、これらの裁判機関により尋問を受けるべく召喚される。

第L. 六一二―三条―被告有罪宣告者が少年である場合、少年係判事及び少年裁判所の決定及び判決は、少年の法定代理人に通知される。

第L. 六一二―四条―本章の規定は、対審の日に成人となつてゐる被告有罪宣告者には適用されない。

第3章 留置制度

第L. 六一三―一条―刑事訴訟法典第七〇九―一条及び第七一六―五条の諸規定の適用に基いて留置されている少年は、本法典第L. 三三二―一条に定める権利を享受する。

第2編 刑の修正

単独章

第L. 六一二―一条―ある刑罰から公益奉仕労働、または、公益奉仕労働を行う義務を含んだ保護観察付執行猶予への変更を許可する刑事訴訟法典の規定は、犯行時一三歳以上であつて、決定時一六歳以上一八歳未満の少年に適用される。

第L. 六一二―二条―① 海外において言い渡された刑の執行に關し、被告有罪宣告者が行爲時少年であつた場合、少年裁判所が、刑事訴訟法典第七二八―四條乃至第七二八―七條の適用に關する輕罪裁判所の権限を行使し、少年係判事が、同法典第七二八―四六條、第七二八―四七條及び第七二八―六七條乃至第七二八―六九條の適用に關し大審裁判所裁判長及び自由と拘禁判事の権限を行使する。

②少年係判事は、行為時少年であった者に対しフランス以外のEU加盟国の裁判所により言い渡された有罪及び保護観察の決定の承認並びに執行に關し、刑事訴訟法典第七六四―二一乃至第七六四―四三条に明示される刑罰適用判事の権限を行使する。

第3編 前科簿及びその他の記録簿

第1章 前科簿

第L. 六三一―一条―第L. 一一―六条の最終項の規定を妨げることなく、刑罰の宣告、及び、刑の免除、教育的措置の免除または教育的措置成功の宣告を伴う有責性の宣告、及び、制裁の宣告に際して行う少年に対して下された教育的措置を言い渡す決定、及び、刑事和解が、本法典が準用する刑事訴訟法典により規定される態様に従い、前科簿に記録される。

第L. 六三一―二条―第L. 六三一―一条に明示される決定は、前科簿第一号票につづられる。これらの決定は前科簿第二号票及び第三号票にはつづられない。

第L. 六三一―三条―①少年に対して言渡される教育的措

置、教育的措置の免除、及び、教育的成功の宣告に關する記録簿は、それらを言い渡された者が、三年の間に、重罪刑若しくは軽罪刑の宣告を受けなかったか、刑事和解の執行がなかったか、または、本法典の適用に基づき言い渡される新たな教育的措置の対象とならなかった場合に、措置が言い渡された日から起算して三年の後に、抹消される。

②少年に対して言渡される刑罰に關する記録簿は、刑事訴訟法典に規定される条件の下、抹消される。

第L. 六三一―四条―①少年に対する決定後、当該少年の再教育が達成されたと認められる場合、少年裁判所は、前記決定から起算して三年間の期間満了後、当該少年が成人に達していたとしても、当該少年の請求、検察官の請求、または、職権により、問題となつてゐる決定を司法記録から抹消すると決定しうる。

②少年裁判所が終局判断を行う。司法記録から決定を抹消するよう言い渡された場合、当該決定の記載はもはや、少年の司法記録第一号票にも記載されてはならない。

③最初の訴追裁判所、少年の現住所裁判所、及び、出生地の裁判所は、当該請求を審理するための管轄権限を有している。

第2章 性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国

司法データベース

第1節 決定の登録

第1. 六三二―一条―一三歳未満の少年に関する決定は、性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国司法データベースに登録されない。

第1. 六三二―二条―一三歳以上の少年に係る制裁の宣告に際し、刑事訴訟法典第七〇六―四七条にある軽罪に関して下される決定は、性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国司法データベースに登録されないが、但し、当該登録が、裁判所の明示決定により、または、同法典第七〇六―五三―二条第三号及び第四号に規定される場合には共和国検事により命じられる場合を除く。

第1. 六三二―三条―一三歳以上の少年につき、刑事訴訟法典第七〇六―四七条にある重罪に関する決定は、当然に、性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国司法データベースに登録される。

第2節 決定の抹消

第1. 六三二―四条―①刑事訴訟法典第七〇六―五三―二条に定められる情報は、対象者の死亡時、または、決定の宣告時からもしくは当該登録の対象となる有罪判決の適用により執行猶予のない自由剥奪刑を受ける場合には対象者の釈放時から一〇年経過後に、本データベースから削除される。

②ただし、少年は、同法典第七〇六―五三―一〇条に規定される条件の下、記録に含まれる情報の修正または抹消を請求することができる。

第3節 被登録少年の監督

第1. 六三二―五条―刑事訴訟法典第七〇六―五三―五条第五項に規定される六か月に一度の証明制度は、二〇年以上の拘禁刑に処せられる重罪につき有罪を宣告された一三歳以上一八歳未満の少年にのみ適用される。(大貝葵)

第3章 テロ犯罪行為者の自動化された全国司法データベース

第1節 決定の登録

第1. 六三三―一条―一三歳未満の少年に係る決定は、テ

口犯罪行為者の自動化された全国司法データベースに登録されない。

第L. 六三三―二条―一三歳以上の少年に係る制裁の宣告に際し下される決定は、本データベースへの登録が、裁判機関の明示の決定によって、または、刑事訴訟法典第七〇六―二五―四号第三号及び第四号に定められる場合には、共和国検事によって命じられる場合を除き、本データベースに登録されない。

第2節 決定の削除

第L. 六三三―三条―①刑事訴訟法典第七〇六―二五―四号に挙げられる情報は、対象者の死亡時、または、決定の宣告時からもしくは当該登録の対象となる有罪判決の適用により執行猶予のない自由剥奪刑を受ける場合には対象者の釈放時から一〇年経過後、もしくは、情報が内的安全保障法典第L. 二二四―一条もしくは第L. 二二五―七条に挙げられる犯罪に係る場合には三年経過後に、本データベースから削除される。

②但し、対象少年は、刑事訴訟法典第七〇六―二五―二条に定められる条件において、当該データベースに含まれ

る情報の訂正または削除を請求することができる。

第3節 登録された少年の監督

第L. 六三三―四号―対象少年は、決定の宣告時から五年間、または、内的安全保障法典第L. 二二四―一条に挙げられる犯罪が問題となる場合は三年間、刑事訴訟法典によって定められる証明及び出頭の義務を負う。

第4章 前歴ファイル

第L. 六三四―一条―①刑事訴訟法典第二三〇―六条乃至第二三〇―一条に従い、少年によってなされた犯罪は、刑事手続の枠内、並びに、内的安全保障法典第L. 一一四―一条及び第L. 二三四―一条乃至第L. 二三四―三条並びに安全保障に関する方針及び計画に関する一九九五年一月二二日の法律第九五―七三号第一七―一条で定められる行政調査の枠内で参照されうる、司法上の前歴ファイルの登録対象となる。

②対象少年は、土地管轄を有する共和国検事または刑事訴訟法典第二三〇―九条で指名される司法官に対して、当該犯罪に係る個人的データが、とりわけ、司法上の再擬律に際し、削除され、保管されもしくは訂正され、または、こ

のデータが、第一項に定められる行政調査の枠内で参照の対象としてはならない記載事項に含まれるよう請求することができるとがである。

③刑事訴訟法典第二三〇—八条に従い、これらの請求は、対象者が、成人した後になされた犯罪を原因として、司法上の前歴ファイル第二号票に常に登録される有罪宣告の対象となる場合を除いて、常時、申し立てうる。これらの請求に関し、犯罪の性質、犯罪遂行の状況または対象者の人格に鑑み、本前歴ファイルの合目的性に結びついた理由につき裁定が下される。

第7部 海外県に関する規定

第1編 グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨット、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第1章 マヨットに関する特別規定

第L. 七一一—一条—本法典の諸規定をマヨットに適用するため、「控訴院」の語及び「控訴院少年特別部」の語は、「*chambre d'appel de Mamoudzou*」の語によって置き換えられる。

第L. 七一一—二条—マヨットへの上記適用のため、第L. 二二二—一〇条が以下のように起草される。

「第L. 二二二—一〇条—少年重罪法院の陪席者の内の一人は、不可能な場合を除き、少年係判事の職務を遂行する、司法裁判所の裁判官によって置き換えられる。」

第L. 七一一—三条—マヨットにおいて、第L. 四二二—二条、第L. 四二二—五条及び第L. 四二二—九条は、以下の条件において適用される。

一 弁護士、または、刑事訴訟法典第八七九条の適用により許可された者の移動が実際上不可能と思考される場合、刑事訴訟法典六一—一条、第六三—四乃至第六三—四—三条によって弁護士に付与された権限は、少年の法定代理人によってさもなくば少年自身によって選任される成人で、同一の行為につきまたは関連行為につき召喚されておらず、かつ、前科簿第二号票に記載されるいかなる有罪判決、無能力または失権の対象となっていない成人によって行使される。

二 第六三—四—四条の諸規定は、被選人者に適用され、その旨、司法警察官によって通知される。

第2章 サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第L. 七二二―一条―本法典の諸規定をサンピエール・ミクロンに適用するため、障がい者の権利及び自立に関する委員会は、障がい認定に関して土地管轄を有する委員会によって置き換えられる。

第2編 ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウオリス・フツナ島に適用される規定

第1章 ニューカレドニアに適用される規定

第L. 七二二―一条―第L. 一一三―二条及び第L. 一一三―六条を除く本法典の諸規定は、本章によって定められる調整の留保の下、二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号から生じる起草において、ニューカレドニアに適用される。

第L. 七二二―二条―本法典の諸規定をニューカレドニアに適用するため、

一 「少年司法保護局」の語は、「幼少年司法保護局」の語によって置き換えられる。

二 ニューカレドニアにおける訴追代替手続及び日中の受け入れの実施は、当該地域に適用される規則に従い決定

される。

三 社会活動・家族法典の諸規定の参照は、当該地域に適用される相応の規定の参照に置き換えられる。

四 障がい者の権利及び自立に関する委員会は、障がい認定に関する土地管轄を有する委員会によって置き換えられる。

第L. 七二二―三条―ニューカレドニアにおいて、少年係判事、少年裁判所の長または重罪法院の長は、職権で、または、検察官もしくは一方当事者の請求に基づき、少年、少年の法定代理人、並びに、被害者もしくは被害者の代理人及び検察官が在廷する場合にはそれらの者の同意をえて、そのリストが規則によって確定される、慣習法上の機関のあらゆる代表者に対して、その存在が少年の状況の正しい理解にとってまたは少年の教育的・社会的ケアにとって有益と思料される場合、審理に出席し、許可をえた上で審理において発言することを許可することができる。

第L. 七二二―四条―ニューカレドニアにおいて、償い措置または償いモジュールを命じる前に、共和国検事または少年のための裁判機関は、そのリストが規則によって確定される、慣習法上の機関のあらゆる代表者に意見を求める

ことができる。

第L. 七二—五条—ニューカレドニアにおいて、第L. 四二—二条、第L. 四一—五条及び第L. 四一—九条は、以下の条件において適用される。

- 一 少年の任意の事情聴取、留置または警察留置がモン
 ー ドール (Mont-Dore)、デュムベア (Dumbéa) 及びパ
 イタ (Païta) のコミュニティ外で実施される場合、弁護人
 の移動が実際上不可能と思量される場合、刑事訴訟法典第
 六一—一条、第六三—四條乃至第六三—四—三条によつて
 弁護人に付与された権限は、少年の法定代理人によつてさ
 もなくば少年自身によつて選任される成人で、同一の行為
 につきまたは関連行為につき召喚されておらず、かつ、前
 科簿第二号票に記載されるいかなる有罪判決、無能力また
 は失権の対象となつていない成人によつて行使されうる。
 - 二 第六三—四—四條の諸規定は、被選任者に適用さ
 れ、その旨、司法警察官によつて通知される。
- 第二章 仏領ポリネシアに適用される規定
- 第L. 七二—一条—第L. 一一三—二条及び第L. 一一
 三—六条を除く本法典の諸規定は、本章によつて定められ

る調整の留保の下、二〇一九年九月一日のオルドナンス
 第二〇一九—九五〇号から生じる起草において、仏領ポリ
 ネシアに適用される。

第L. 七二—二条—本法典の諸規定を仏領ポリネシアに
 適用するため、

- 一 社会活動・家族法典の諸規定の参照は、当該地域に
 適用される相応の規定の参照に置き換えられる。
- 二 障がい者の権利及び自立に関する委員会は、障がい
 認定に関する土地管轄を有する委員会によつて置き換えら
 れる。

第L. 七二—三条—仏領ポリネシアにおいて、第L. 四
 一—二条、第L. 四一—五条及び第L. 四一—九条
 は、以下の条件において適用される。

- 一 少年の任意の事情聴取、留置または警察留置が実施
 される島に弁護人が不在で、かつ、弁護人の移動が実際上
 不可能と思量される場合、刑事訴訟法典第六一—一条、第
 六三—四條乃至第六三—四—三条によつて弁護人に付与さ
 れた権限は、少年の法定代理人によつてさもなくば少年自
 身によつて選任される成人で、同一の行為につきまたは関

